

第16回
地方公共サービス小委員会
議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第16回 地方公共サービス小委員会議事次第

日 時：平成30年3月1日（木）15:00～16:27

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 開会
2. 公金債権回収の取り組み
3. 地方公共サービス小委員会報告書の取りまとめ
4. 標準委託仕様書等の対象業務の拡充
5. その他
6. 閉会

○北川主査 それでは、定刻でございますので、第16回の地方公共サービス小委員会を開催させていただきます。

本日の議題はお配りのとおりでございます。

今年度の2回の委員会では、非公開情報が含まれることから、会議を非公開としておりましたが、今回は公開にて会議をとり行い、後日議事録を公開することといたします。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○北川主査 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、初めに議題2の公金債権回収の取り組みについて、事務局から5分程度で報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より報告いたします。資料Aをごらんください。「公金債権回収の取り組みについて」という資料になります。順にご説明いたします。

1、今年度の取り組み（法務研修）となります。

地方公共団体における公金債権回収業務のさらなる推進に資するべく、日本弁護士連合会及び各地域の弁護士会とともに、公金の債権回収業務に関する法務研修を平成24年度から毎年継続して年に複数回、各地で開催してまいりました。

内容は、総務省や開催県及び近隣自治体、開催地域の弁護士会による取り組み説明、弁護士による法令と実務を学ぶ講義、各地域の自治体職員と弁護士をグループ分けした意見交換会であります。平成29年度は、石川県金沢市と福岡県福岡市で開催いたしました。

金沢研修は11月22日で、講演自治体は石川県と白山市、あわら市で、対象地域は石川県、福井県、富山県となりまして、参加自治体職員は79名でした。

福岡研修は30年1月26日、講演自治体は福岡県、福岡市、中間市、こちらは福岡県の自治体ですが、対象地域はこちら九州にある福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島地域の地域でして、参加自治体職員106名というかなり多数の自治体職員の方にご参加いただきました。

こちらについては、平成30年度以降も取り組みをしていく予定です。来年度予定している取り組みにつきましては、地方公共団体のうち、平成27年9月実施のアンケート調査及びその委託調査において、公金債権回収業務に関する業務効率化について取組事例を有すると回答しておりました213団体を調査対象候補としまして、10団体程度をヒアリング調査対象とした委託調査を行う予定です。本委託調査においては、地方公共団体間の連携、公金債権回収の一元化・共有化、民間委託の活用状況などを調査の観点の一例として想定しております。

公金債権回収の取り組みについての報告は、以上になります。

○北川主査 よろしいですか。この件について、事務局のご報告についてのご意見・ご質問はございますでしょうか。

○柏木専門委員 すみません、金沢研修と福岡研修で、6自治体が講演されてるんですけど

ど、講演の内容を簡単に教えていただけるでしょうか。

○事務局 基本的には県や自治体の債権回収についての独自の取り組みになります。

○柏木専門委員 その独自のどんな独自ののか。

○事務局 例えば白山市ですと、債権管理条例に関する取り組みを行っておりますので、そういったことですか、あわら市におきましては部署のつくり方、独自の取り組みとして、強制徴収公債権と非強制徴収公債権の部署を、課を2つに分けて1個の部署として取り扱ったりですか、組織としてそういった独自の取り組みを行ったりとか、あとは別途研修等を行ったりとか、そういったほかの自治体よりも一歩先に出たといいますか、特別な取り組みをしているところを中心に発表をしていただきました。

○事務局 今年の1月に開催した福岡研修につきまして、まず中間市では、こちらも同じく債権管理条例を施行しています。条例施行に前後して債権管理委員会というものを設け、委員会にて債権管理の方法や、放棄・不納欠損について検討、協議し承認されたうえで議会報告をしています。債権管理業務のポイントとして、そのような手順を踏まえ適切に実施しているということを研修会の中で発表いただきました。

福岡市につきましては、まず、市税の徴収率の推移などについて報告いただきました。その後、独自の取り組みとして、福岡市では従来、自動車を差し押さえする際、タイヤにロックをかけるという手法をとっていましたが、その手法では機材等も重く装着に時間がかかるということで、東京都の自治体が採用しているドアのミラーに直接ロックするための装置を福岡市でも導入したところ、簡単に取り付けられ、機動性が向上したということで効果が大きかったという報告も受けております。

こちらにつきましては、金沢研修・福岡研修とも、弊省のホームページのほうにもあわせて掲載させていただきまして、ほかの研修に参加していない自治体の方にも参考となるような形で整理させていただいております。

大枠では、以上でございます。

○柏木専門委員 すみません。県はどのような講演だったのですか。取りまとめみたいな感じですか。

○事務局 そうですね。福岡県ですと、債権の収納未済額の状況のほか、推進会議を中心に取り組みを進めていくというような方針の発表であったので、福岡市の取り組みを特出してご説明したところでございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。

○辻専門員 よろしいですか。

○北川主査 はい、辻さん。

○辻専門員 ご説明ありがとうございます。今おっしゃっていた資料はネットで公表されているのでしょうか。それはどちらに、この委員会のページですか。

○事務局 はい。地域の公共サービス改革の法務研修のページになります。

○辻専門員 そうですか。わかりました。

それともう一点、すみません、来年度の取り組みでございますけれども、この公金債権回収の一元化・共有化等、いろいろな観点から調査なさると伺っておりますけれども、放棄・減免に関しても、このメニューには入る予定なんでしょうか。

○事務局 場合によっては、入ります。これから検討を重ねてまいります。

○辻専門員 わかりました。結構です。

○北川主査 いいですか。

○辻専門員 はい。

○北川主査 あとはよろしゅうございますか。

これ、今さらなんだけど、中間市で公金債権の条例制定というのはどの部分で要るんですか。

○事務局 どの部分でございますか。

○北川主査 こんなもの運用でいかないんですか。

○事務局 運用ですと、あの……。

○北川主査 何で中間は条例にしたかっていうのが、ちょっと今さらながら。

○事務局 そうですね。4年前から条例として制定していたということだったので、条例制定の経緯等についてはあまり発表の中では説明していなかったため、よろしければ直接中間市に確認いたします。

○北川主査 いや、そんな深い意味じゃなしに、ちょっと知識として。

○事務局 知識として、ですね。そうですね。ちょっと確認のほうが必要になってまいりますので、申しわけございません。

○北川主査 じゃあ、この項はよろしゅうございますね。

それでは、公金債権回収の取り組みのご意見は、これまでとさせていただきます。

次に、議題3の「地方公共サービス小委員会の報告書の取りまとめについて」でございますが、地方公共サービス小委員会報告書は、当委員会の取組報告書として、平成26年3月に公表したものを最後としておりますので、その後の4年間の取組報告書として、この3月中に公表することを予定しております。

報告書の主な内容としては2点ございまして、1点目は、地方公共団体における窓口業務の民間委託に関する取り組みについてです。これまで審議を重ねてきた標準委託仕様書等の整備、そしてデータシート、参考事例集等の簡便なツールの提供のことについて、作成した成果物とともに報告を行います。

また、包括民間委託の実施状況について、経済財政運営と改革の基本方針2016において、小規模自治体における取り組みを支援するため、包括民間委託等の活用についても調査・整理を行い、平成29年度末までに取りまとめる「地方公共サービス小委員会報告書」に盛り込むとされたことから、調査・整理を行ったものについて報告を行います。

そして2点目は、先ほどの議題で事務局から説明がございました、公金の債権回収業務に関する取り組みについてとなります。全国各地で地方自治体職員向けに実施しておりま

す法務研修会などの取り組みについて、報告を行います。

以上が主な内容となりますが、詳細につきまして、事務局より説明をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局 では、事務局より報告させていただきます。こちらは資料の量が多くございますので、まず報告書（案）の序から第1章の第4節まで区切って、報告させていただきます。資料B-1、パワーポイントのA4横のものと、それから資料B-2の「地方公共サービス小委員会報告書（案）」をごらんください。

まずB-1ですが、こちら第1章からということで、「地域の公共サービス改革における背景と目的」となっております。こちらについては、B-2ですと3ページ以降、地域の公共サービス改革における背景と目的、3ページから4ページとなっております、窓口業務の民間委託についての公共サービス改革推進に関する取り組みと、それから公金の債権回収業務に関する取り組みについて、背景を記述しております。

それから、第2章「地方公共団体における窓口業務の民間委託に関する取り組み」、こちらがメインでございます。本章では、地方公共団体における窓口業務の民間委託に関する4年間の取り組み及びその成果物について説明しております。

第1節ですが、地方公共団体における民間委託状況の把握、こちらですが、平成27年9月に委託調査で実施しておりまして、こちらは全市区町村、具体的に申しますと平成27年8月から9月、1,741市区町村を調査対象とし、このうち1,352市区町村から得たアンケート結果に加え、民間委託を既に実施・検討している地方公共団体や、民間委託の受託者として実績が豊富な民間事業者に対して行ったヒアリング調査の結果を踏まえた調査でございます。

こちらで調査の対象の業務としては、窓口業務をはじめとして5業務でございますが、窓口業務については、調査結果としては平成27年の段階では、内閣府通知に列挙した25の窓口業務で民間委託を委託している割合を調査したところ、大半の業務において20%以下であったという当時の調査結果でございました。委託の効果としては、一定の業務規模を確保することで経費削減効果が実現するとか、仕様要件が定められるため、人事異動時の引き継ぎの改善や多忙時の行政サービスレベルの維持が期待できるという結果があったのですが、課題としては、個人情報取り扱いについて、委託者・受託者が高い意識で仕組みづくりを行う必要があるとか、民間に任せる業務を切り分けるために、業務の棚おろしや標準化など見える化を行う必要があるというような調査結果が出ております。

このような調査結果もあり、それから第1章でありましたような背景と目的に合った、経済財政運営と改革の基本方針2015の記載を受けて、標準委託仕様書等を作成することになりました。検討の進め方としては、関係各省や有識者に加えて地方公共団体の積極的な協力を得る必要がございましたので、こちら検討の進め方のB-2の6ページにて、第10回地方小委での審議結果に基づき、27年12月中旬から28年1月下旬で全国の市区町村を対象として協力を求める自治体の募集を行い、8団体をモデル自治体として選

定し、関係者による専門的な検討を行うためにモデル自治体や関係各省や有識者で構成するワーキンググループを開催し、28年4月から29年11月まで8回開催されたことを記載しております。

こちら、28年はさまざまな内容をワーキング内で審議したり、ヒアリングをや意見交換を行い、現場視察を実施した後にガイドラインや標準委託仕様書や手順書の審議を行いまして、こちらは案という形で公表した後、29年度は各成果物の改訂に関する議論を行ってきました。

こちらの成果物に関しては、第3節「地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等」となっておりまして、こちら概要ですが、B-2の6ページから7ページ以降で、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書、窓口業務の参考例を示す手順書を策定することになりました。

対象業務の選定としましては、こちらは窓口業務全体ですとかなり広範囲となりますので、モデル自治体に応募があった地方公共団体から希望の多かった業務として、4分野7業務を選定したという経緯を掲載しております。

検討につきましては先ほど申し上げたとおりですが、その後のこちらの成果物の具体的内容としては、B-2の8ページ以降にございます。まず、ガイドラインですが、4「標準委託仕様書等の概要」の(1)の地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン、これは何かと申しますと、本ガイドラインは委託に際して留意すべき事項等をまとめたもので、窓口業務における民間委託の参考書として作成したものです。

具体的には、民間事業者に委託することが可能な業務範囲、適正な請負・業務委託や個人情報保護に係る関係府省の通知をまとめた資料集をあわせて掲載しているものです。こちら資料として皆様にお配りしている報告書資料1が該当します。

本委員会で12月にご審議いただいたのですが、こちらの19ページ目をごらんいただきますと、12月に清原委員からご指摘いただいた適切な普及を目指す取り組みについて、原案だと少しわかりづらいというご指摘がありましたので、見え消しで修正案をこちらのとおり書いておりますので、ご確認いただければと思います。

次が、市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書、こちら資料2になります。こちらは地方公共団体が入札・公告等を行う際に、民間事業者に示す仕様書の標準例となるものです。内容については、ワーキングやモデル自治体、関係各省からの意見聴取のほか、官民競争入札実施要項または民間競争入札実施要項標準例も参考に、仕様書に記載することが適切な内容を集約し、標準例としたもので、各地方公共団体の実情に応じて適宜内容を修正した上で使用することを想定しております。

こちらの資料には、仕様書の本文、受託事業に委託する業務を一覧化した仕様書の別紙、それから窓口業務の個別具体の事案に関する疑義応答集がございます。皆様にお配りしている資料2の27ページ以降が、窓口業務の個別具体の事案に関する疑義応答集になりますので、ご確認いただければと思います。こちらは前回、12月8日の地方小委の段階か

ら、関係の住民制度課様のご協力をいただきまして、住民基本台帳関連業務とそれから個人番号カード関連業務について、質問を追加しております。

○事務局 疑義応答集の具体的な内容について、簡単に説明させていただきます。住民基本台帳業務の問2と問3について、まず追加をさせていただいております。問2については、戸籍の届出に基づく、例えば婚姻などで氏に変更になった時の住民票の記載の処理についても、窓口で転入などを受けた場合と同様に委託可能かという問いになっております。

問3についてです。こちらについて、転入届の特例、いわゆる転出証明書などを添付して転入届を受けるのではなくて、マイナンバーカードなどを転出証明書のかわりに添付を受けて届出を受けるんですけれども、この際に統合端末の操作、要は職員しか操作することができない工程が含まれますので、その引き継ぎについて、受託事業者と職員の引き継ぎについて実施することが可能かという問いになっております。

追加した3問目です。28ページ目の個人番号カード関連業務の問2になります。こちらについてなんですけれども、通知カードの各種届出の受付や通知カードの追記欄への処理についても委託可能かというところなんです。以上3問について追加をさせていただいております。

○事務局 では、資料B-2に戻っていただきまして、残りの成果物についてご説明いたします。ここでは手順書になりまして、こちら民間事業者が実際に窓口業務を行う際に使用する業務の手順書の標準例でありまして、こちらは所管署の協力のもとに作成されております。こちらの資料3が戸籍の関係で、資料4が国民健康保険になります。

めくっていただきまして第4節、めくっていただきまして12ページ「地方公共団体の窓口業務の民間委託の歳出削減効果を測定する簡便なツール」についてご報告いたします。

こちらですが、そもそも「経済財政運営と改革の基本方針2016」、いわゆる骨太の方針で、「窓口業務の民間委託等の歳出削減効果を測定する簡便なツールを提供し、自治体による民間委託等の検討を始点する」と記載されまして、総務省において作成を行うこととなりました。

このため、地方小委においても検討を行うこととしまして、今年度29年8月29日の第14回地方小委で検討開始、前回12月4日において、簡便なツールの試行版として、窓口業務の民間委託を実施している地方公共団体の各種情報を整理したデータシート及び窓口業務の民間委託に係る参考事例集を206回管理委員会に報告後、公表することを了承されました。

窓口業務の民間委託に係る参考事例集については、その後事例を追加しまして、今回効果測定手法解説書と効果測定実施例集を公表することといたしました。こちらは先回も申し上げましたが、歳出削減効果を測定する簡便なツールの目的といたしましては、新たに窓口業務の民間委託を検討する際に、その地方公共団体が必要となる情報を適宜収集できるものとする、また既に民間委託を行っている地方公共団体が委託業務の拡大や変更を検討する際に参考とする情報を適宜収集できるものとするを想定しております。

そして、データシート、資料5が抜粋版となりますが、こちら量がかなり多いので、抜粋版を配布しています。こちらは、既に窓口業務の民間委託を実施している227の地方公共団体の民間委託契約ごとに関連情報を収集し、一覧表にまとめたものでございます。各種情報としては、自治体基礎情報、委託基礎情報、導入作業情報、委託業務詳細情報について掲載しています。委託業務の詳細情報というのは、窓口業務の処理件数や郵送請求の手数料徴収の委託の有無、作業別の委託の有無等を記載しています。

データシートの特徴としては、これは特殊なソフトではなくてエクセルのため誰でも操作することができて、ソートをかけることも容易ということで、データの加工が容易であること。また、一つの地方公共団体のデータだけを抽出した個票を印刷できることが特徴となっております。こちらは、平成29年12月26日付で総務省ホームページに掲載して公表しているものでございます。

それから、参考事例集は資料7でございますが、既に窓口業務を民間委託している地方公共団体の取組事例を取りまとめたものでございます。こちらはA4一枚で各自治体ごとにまとめたもので、基礎情報や委託の背景、委託の効果、具体的な取り組み内容を掲載し、民間委託導入を検討している地方公共団体や委託の継続を予定している地方公共団体が直面すると想定する課題について、その解決の一助となる情報を提供することを目的としています。

効果測定手法解説書は資料8になりまして、地方公共団体が活用可能な複数の効果測定手法について、文献等の調査をもとに概要を簡潔かつ明確に記載したものとなります。

効果測定実施例集、こちら資料9となりますが、既に民間委託を導入した地方公共団体において実施された民間委託の効果測定について、実施概要、時期や目的、対象業務、体制、効果測定の結果、手順について取りまとめたものです。

報告としては、第2章4節までは以上です。

○北川主査 いいですか。ありがとうございました。

これについてのご質疑・ご発言ございますか。特に意見がないようであれば、続いてやっていただいて、次の章と総合で質疑をしていいですか。

○事務局 はい、わかりました。

○北川主査 いいですか。それでは、続いて第2章5節からの「包括民間委託の実施状況」からご説明をいただくということで、お願いいたします。

○事務局 では、続けてご報告いたします。資料B-1の裏面で、第5節「包括民間委託の実施状況」というものと、それからB-2ですと14ページ以降が第5節「包括民間委託の実施状況」となっておりますので、あわせてご確認ください。

まず、「実施状況の調査・整理」という節ですが、こちら調査の目的を記載しています。経済財政運営と改革の基本方針2016、いわゆる骨太の方針で、小規模自治体における取り組みを支援するため、包括民間委託等の活用についても調査・整理を行い、平成29年度末までに取りまとめる地方公共サービス小委員会報告書に盛り込むと記載されたとい

う経緯がありまして、実施状況の調査・整理を行っております。

当報告書における定義としまして、いわゆる「包括民間委託」とは何かなのですが、従来は窓口業務というよりも、公共施設などの運営検討の民間開放の際の方法論の一つとして議論されることが多かったもので、一般的な定義、こちらは国土交通省さんの公表資料で出ているものだと、「受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託したもの」とされていますが、当報告書におきましては、地方公共団体が窓口業務と窓口業務以外の業務、例えば案内業務や施設管理業務などを一つの契約にて包括的に委託したものと定義したいと考えております。

そして、「小規模団体」ですが、こちら小規模自治体を小規模団体として便宜的にこちらで用語として使っておりますが、こちらは一般的に定まったものは存在していませんが、今から説明します調査結果で回答した地方公共団体の人口規模などをもとに機能的に定義しておりまして、本報告書においては、人口10万人未満の地方公共団体としております。

調査方法ですが、28年1月1日現在の民間委託の状況について、先ほども申し上げましたが平成29年5月にアンケート調査を行ったのですが、この時、同一契約における窓口業務以外の委託業務の有無について照会し、回答を得ました。

また、29年12月に再調査を行っておりまして、同一契約における窓口業務以外の委託業務があると回答したのが77地方公共団体だったので、そちらに対して、委託業務内容や目的等の実施状況について調査を行いまして、回答を得ました。

また、これらのアンケート調査とは別に、包括民間委託を受託しているという事業者や、包括民間委託を行っているとしている3地方公共団体、福島県須賀川市や大阪府八尾市及び福岡県の篠栗町に対し、ヒアリング調査を行っております。

B-2の15ページですが、実施状況です。調査の結果、28年1月1日現在で包括民間委託を実施している地方公共団体数については60、契約数は73でありました。人口規模ごとの実施件数は、そちらにあります表のとおり、小規模団体、つまり10万人未満の団体としては23団体が実施しておりました。

これらの契約の実施状況を考察するに当たっては、いずれも一つの契約で窓口業務とそれ以外の業務を包括化しているものであることから、窓口業務以外の業務は何か、どのような業務を委託しているのかという委託内容による区分と、また複数の課が所掌する業務を委託しているケースも多く見られたので、委託内容にいくつの課の業務が含まれているのかについて、業務量把握の観点から重要と捉えました。これらの考え方から、2つの観点で分析をしております。

まず、窓口業務以外の業務の委託内容、それから2つ目が委託内容における所属課数です。窓口業務以外の業務の委託内容は、おおむね次の3つに類型化されています。こちらの表にあるとおりで、I案内業務、総合案内や電話交換、これが地方公共団体数ですと5

4、契約数だと58。Ⅱ施設管理業務が団体だと9で、契約は13。その他業務だと、団体数は9で契約数は12です。

所属課数については、アンケート調査で多くの地方公共団体に共通した内容で整理した次の表を用いまして、委託業務ごとに所属課を仮定して当てはめて算出しております。基本的にはこちらは多くの地方公共団体に共通する内容で整理した表で、実際の所属課は場合によっては多少異なるということで、仮定として整理したものです。

17ページに窓口業務以外の業務の委託内容、先ほどの案内業務や施設管理やその他の詳細についてですが、案内業務を委託しているものは54地方公共団体ということで、庁舎全体の総合案内が地方公共団体数では33、フロアマネージャー、課のフロア内での案内は30、電話交換だと18、コールセンターだと3ございます。こちらアからエということで分けていますが、こちらを複数委託している契約もあったので、合計と計は一致していません。フロアマネージャーの業務内容は、地方公共団体により若干異なるということです。

包括民間委託を行っているという60地方公共団体のうち54地方公共団体が案内業務を包括化して、多数を占めています。実施形態は、住民課の業務（住民票や戸籍）または総合窓口業務（住民票や戸籍などの住民課業務に加えて、健康保険、児童手当など住民異動にかかわる複数の手続を一カ所で集中し行えるようにした窓口業務）と案内業務を包括化したものが多いということになります。

住民へ所掌をする窓口を案内するという目的は共通で、案内業務というのは包括民間委託として契約する以前から既に別途契約していた団体が多くございまして、その後窓口業務と併せて委託することで、事務の効率化やコスト削減を目的としたという意見が多くありました。

導入効果としては、案内業務とその後の窓口業務について一貫性を持たせることで、効率が上がったり、業務のスピード化が図られて窓口の混雑が緩和し、住民サービスの向上につながったというものが多くありました。

Ⅱで施設管理業務を委託している地方公共団体ですが、こちらは庁舎などの施設管理に関する業務を委託しているものは9地方公共団体ありました。

宿直業務が地方公共団体数4で、宿直というのは夜間や休日の警備や電話対応をメインとしつつ夜間・休日の戸籍、住民票交付等の一部を窓口業務委託しているというのが第1のAの累計。2つ目はもう少し広い概念のもので、施設管理全般として、上記の宿直業務に加えて、平日の警備や清掃や建物管理をメインとして、あわせて夜間・休日の戸籍・住民票交付等の一部の窓口業務を委託しているものです。

こちらですが、メインとしているのは、窓口業務ではなく、宿直業務を含めた施設管理業務のほうで、夜間・休日のみの一部の窓口業務を委託しているものが多いという結果になりました。施設管理全般を委託している契約については、やはり先ほどの総合窓口と同じで、契約事務の効率化、コスト削減を目的としたものが多かったということになります。

それから、Ⅲでその他業務（事務等）を委託している地方公共団体ですが、9地方公共団体。委託業務はさまざまで、例えばこちらに列挙されていますとおりで、税務事務の収納管理、これは徴収とかではなく現金の収納にとどまるのですが、福岡市や中津川市や箕面市が挙げられます。それから施設内の館内放送やチラシや拾得物の管理、戸籍システムの運用サポート、これはシステムの運用サポートと窓口業務を総合的に委託するということが渋谷区が挙げられます。それから害虫・ネズミに関する相談対応は渋谷区、それから、道路管理等の業務は篠栗町でやっているということで、あまり多くはないのですが、このようなものがございました。

(3) 委託内容における所属課数ですが、複数の課が所掌する業務をあわせて委託しているケースが多く見られました。次の19ページを見てもらいまして、所属課数ごとの契約数、1課で行っているのが、全体73契約のうち27で、一番多いのは住民課で、次が保険年金課や税務課や介護保険課となっています。2課でまたがっているものは26契約数あり、住民課や税務課、住民課と管財課などがあります。3課だと7、4課以上だと13あったということです。

多数の課の業務による包括民間委託ですが、戸籍や証明発行業務や健康保険や児童手当など、住民異動に関連する窓口業務はほぼ包括して委託するなど、多数の課の業務を包括して契約している実施形態というのが見られます。

めぐっていただきまして、4つ以上の課の業務で包括民間委託を行っている地方公共団体はどれくらいかと申しますと、人口30万人以上が2つ、埼玉県さいたま市と東京都江東区。人口10万人から30万人未満だと、地方公共団体数だと5つ、東京都豊島区、渋谷区、三鷹市、海老名市など。10万人未満のいわゆる小規模団体ですと、東京都千代田区、山口県萩市、岐阜県郡上市、福岡県篠栗町、福岡県宮若市、鳥取県北栄町となります。

多数の課の業務における委託内容は、住民課業務とか国民健康保険、児童手当などの住民異動に関連する業務と、総合案内の業務との包括化が多く、本庁舎ではなく、支所における窓口業務全般を委託している例も見られました。

委託導入のきっかけとしては、行革（行政改革）担当部署の主導により全庁的に委託業務を検討の上、決定したというものが多く見られ、広範囲に包括化することで、契約事務や臨時職員の雇用に関する事務の軽減、業務の連携による住民サービスの向上やコストの削減を目的として導入しているということです。

課題としては、広い分野での業務スキルを要するため受注できる事業者が少ないとか、契約更新による事業者の変更があった際には引き継ぎの負担が大きいなどが挙げられました。

具体例としては、こちらに取り上げています3地方公共団体にヒアリングを行っており、そのヒアリング結果を記載しております。

まずは案内業務との包括民間委託の事例として大阪府八尾市があります。こちらは人口26万で、委託対象施設は本庁です。委託業務の所属課数は3となっておりまして、市民課

と、高齢介護課と健康保険課となっております。こちらに委託の背景や委託の効果の記載があって、先ほども数でお示ししましたとおり、案内業務との包括民間委託ということで、典型的な包括の事例というところです。

施設管理業務との包括民間委託事例としては、福島県須賀川市。こちらは人口7万7,990人で、委託対象施設は本庁となっております。須賀川市は、委託は東日本大震災の被害で旧庁舎が倒壊して、新庁舎を開庁することになって、従来から検討されていた窓口改革の一環として導入を検討したということで、効果として、窓口職員を1名削減したとか、接遇に対する市民の好感度向上とか、あとコスト削減や休日開庁のシステム連携が実現したということが言われています。施設管理と窓口業務という異種業務なので、事業者の選定方法でちょっとご苦労されたということで聞いておりました、受託することが可能な事業者の有無が懸念されたことから、共同企業体等の参加も認めることで門戸を広げたと聞いています。

また、Ⅲ多数の課の業務による包括民間委託事例としては、福岡県篠栗町。こちらは人口3万1,000人程度です。委託対象施設は本庁や総合保健福祉センターや児童館や小・中学校、総合センターや図書館など多岐にわたります、委託対象部課として所属課数は5以上です。窓口業務については総務課、住民課、こども育成課、税務課、福祉課で、窓口業務以外の業務については資料にあるとおりです。

委託の背景は、もう包括化による業務量の確保や行政コストの削減など、ほかでも見られるような背景ですが、委託の効果についても契約の一本化による事務の軽減や雇用事務の効率化や業務量の変動に応じた効率的な人的配置となっております。あとは記載されているとおりです。

そして「導入効果と課題」ですが、まず地方公共団体からの意見といたしまして、このような意見が挙げられました。導入効果としては、委託業務を一本化することにより、契約事務や雇用事務や労務管理等の業務が軽減され、業務効率化につながった。業務量の確保により発注規模が拡大し、民間事業者が受託しやすい規模となった。業務の集約化によるコスト削減が図れた。円滑な情報共有や連携が可能になり、業務間での協力体制が可能となる。業務の繁閑に応じた人員配置の変更が可能となり、弾力的な運用ができる、などです。

それから課題ですが、多数の業務を包括化すればするほど、多数の業務を担えるノウハウを有する業者が少なくなり、受注可能な事業者が固定化されるなどのリスクがあり、また、先ほども申し上げましたが、契約更新に当たり事業者が変更となった場合、ノウハウの継承が滞りなく行われるか不安がある。また、これは多くの自治体からの意見ですが、実務について事業者がスキルを向上していく一方で、地方公共団体職員が業務を把握できなくなり、ノウハウの低下が課題となっている。このため、職員研修の充実や業務マニュアルの整備、時間外や支所での窓口業務を交代で担当することなどで、ノウハウ低下の抑止を図っているということです。

あと、事業者からの意見として、これは事業者へのヒアリングを行った際に聞き取りをしたものであり、回答があった包括民間委託の導入効果と課題は次のとおりでした。

導入効果については、マニュアル化されていなかった業務の手順書などを整備することで、逆に業務内容が見えるようになる、見える化されるという利点があるということです。また事務の簡素化を行い複数の業務の迅速処理ができるようにするなどの工夫をしているとのこと。それから、住民サービスの向上の視点ですが、フロアマネージャーを配置している自治体では待ち時間にチェックシートで必要書類の確認を行うことで、無駄な時間の削減をすることができる、非常勤職員による任用の場合、勤務時間や所属課が固定化されておりますが、委託に必要な勤務時間に合わせたフレキシブルな勤務形態が可能となって、長期的にはコスト効果があるということです。

課題として、具体的な意見が挙げられていたのですが、例えば地方公共団体の職員から受託者への直接の指揮命令が発生しないようにするためには、職員と受託者が共通認識を持ち配慮することが必要である、支所、区民事務所などの小規模な施設の場合は、コストとの関係上2、3人程度の受託事業者の職員で回さないと採算が合いませんが、年数回程度の発生頻度の業務があり、逆に支所では大多数の業務を回さなくてはいけないため業務の守備範囲が広いという問題があって、受託の難易度が上がってしまうリスクがある、また、狭い事務所内で職員と受託従業員が混在化の危険もあるなどの課題をヒアリングでは聴取しております。

包括民間委託については、今まで述べましたとおり、28年1月1日現在では227地方公共団体のうち60地方公共団体で実施しており、このうち小規模団体数は23で38%。実施形態としては窓口業務と総合案内の案内業務のみを包括化したものが最も多く、宿直やその他の業務との包括化もあったということです。それから、先ほども申し上げましたが、一つの課の業務のものが37%で最も多く、2課が36%、3課が10%、4課以上が17%です。全体としては1課または2課の業務を包括化した契約が多数で、多数の課の業務による包括民間委託は少数です。多数の課の業務を委託するためには、発注に当たって地方公共団体のほうで広範な範囲の仕様書や手順書の整備が必要で、全庁的な意思決定が必要となり、求められる水準が高いというのも考えられます。

包括民間委託による導入効果としては、契約事務や雇用事務の軽減による業務の効率化、業務量の確保による発注規模の拡大、コストの削減、窓口業務と案内業務との連携による業務のスピード化等の住民サービスの向上や業務の繁閑による人員配置の弾力的運用等が挙げられています。課題としては、地方公共団体職員の業務ノウハウの低下、受託可能な事業者の固定化、事業者変更のリスクなどが挙げられ、ノウハウ低下を防ぐための職員研修の実施や業務マニュアルの整備に取り組んでいる地方公共団体が多かったということです。

このように、現状における包括民間委託の実施形態は、住民課をメインとした1課または2課の窓口業務に加え、総合案内等の案内業務を包括化した契約が多く、多数の課の業

務による委託の実施割合はまだ多いとは言えません。しかし、地方公共団体や受託事業者において民間委託のノウハウが蓄積されていることで、民間委託の範囲を拡充するなど、多数の課の業務による包括民間委託は今後増えていくものと考えられます。

次に、第3章、公金の債権回収についてですが、ほぼこれは資料の最初の議題と重複しておりますので、割愛させていただきます。

「おわりに」についても、先ほど申し上げましたことの繰り返しになりますので、ここでは時間の関係もありますので割愛させていただきます。

以上になります。

○北川主査 ご苦労さまでした。

それでは、今、ご説明いただいた内容につきまして、ご意見・ご質問をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○石川専門委員 すみません。

○北川主査 じゃあ、お願いします。

○石川専門委員 すみません。23ページと24ページに自治体からの意見と事業者からの意見とあって、これは23ページのほうは、どこにヒアリングしたかというのは明記しないのでしょうか。これは多分、その前に出ている3つの、八尾市ですとか福島県の須賀川市、だと思えるんですけども。

○事務局 そうですね。

○石川専門委員 そこを明記しても大丈夫かということと、いつ調査を行ったのかということについても、再掲になってしまうかもしれませんが、出しても大丈夫かということと、それから24ページ、同じ質問で、今度は事業者に対してなんですけど、これは明記しないほうがいいのかなどという判断もあるかもしれませんが、事業者さんが公表することについて、もし了解が得られた場合には明記していいのかどうか。

事業者側からすると、こういった意見を出していることをあまり公表したくない可能性もありますし、あるいは公平性に欠ける可能性もあるので明記することができないですとか、こちらの24ページの事業者のほうは特にですね。23ページは出しても大丈夫と思うんですけど、24ページは同様に出していいのか、教えていただければと思います。

○事務局 まず、地方公共団体のほうから。ヒアリングは、先ほど具体事例で掲載しております大阪府……。

○石川専門委員 八尾市。

○事務局 はい。八尾市と、あと福島県須賀川市、福岡県篠栗町の3自治体と考えていただいて大丈夫です。

○石川専門委員 それは、多分、でも明記したほうがいいのかと思います。これらの自治体は効果を出していただいているので、どんな問題意識を持っていたのかということが明らかにさしていと思われれますので。この23ページの本節の……。

○事務局 このヒアリングという記載の前に自治体名が入るような形で。

○石川専門委員 そうですね。

○事務局 了解いたしました。そのほかに、今回60自治体から実施しているという回答があったアンケート調査において、導入効果と課題は全部聞き取っております。

○石川専門委員 なるほど。

○事務局 ホームページで公表しておりますが、データシートの中にも窓口業務以外の業務を委託している自治体について、掲載しているのですが、それらの自治体のアンケート調査票から出た意見を集約したような内容となっております。

○石川専門委員 そのデータシートからもとられたのですね。そうであるならば、例えばなんですけど、「ヒアリング調査」と「データシートも参照」を書いていただけるとより良くなると思われま。

○事務局 なるほど。

○石川専門委員 、さすがに60自治体全部を入れるのは大変だと思うので、あわせてその「データシート参照」とか、そちらを見ていただければわかることを書いていただけると。

○事務局 はい、わかりました。ちょっと検討いたします。

○事務局 すみません。24ですね。業者からの意見……。

○辻専門員 よろしいですか。

○北川主査 はい、どうぞ。いいですね。

○事務局 事業者の関係について説明がまだです。

○事務局 事業者からの意見についてですが、今、石川委員から、事業者から何か明記しないでくれということがあったかという、そのような事実はございませんので、ちょっとこちらについてはご意見をいただきましたので、内部で検討させていただきます。

○北川主査 いいですか。じゃあ、どうぞ、辻さん。

○辻専門員 ありがとうございます。こちらの報告書ですね。事務局様におかれましてはいろいろご苦労があったかと存じます。大変ありがとうございました。

質問2点ございまして、24ページ目でございます。24ページ目の真ん中のあたり「課題」とございまして、「できれば受託者用のメールアドレスを1つつくってくれたほうが業務効率化の点で望ましい」という意見が出ているようなんですけれども、これ、おそらく庁舎内のネットワークには民間事業者は必ず絶対に接続不可という前提があると思いますが、そうであっても、多分Wi-Fiとかを使って外部から普通にメールが送れたりとかあると思います。ひょっとしてこれ、この意見の背後には、添付ファイルがつけられないとか何かそういう事情があるんでしょうか。このメールアドレスをつけたいという趣旨は何か、伺ったでしょうか。

○事務局 こちらは、すみません、添付ファイルの話は、その時は事業者のほうから話はなく、おそらく市のメールアドレスの場合、最後「@city.××」といったような、ドメインが市のものになるのですけれども、そちらのアドレスを持っていたほうが何か効率的

にできるというようなお話をいただいております……。

○事務局 すみません。辻委員のご指摘では、なかなか具体的に何が困っているのかまで当方でヒアリングできていないのではないかと。

○辻専門員 そうですね。これ、どんな課題を達成したいのかというところが。はい。

○事務局 そうですよ。まずはそれについて、更に意見聴取いたしますので。

○辻専門員 ええ。はい、すみません。ありがとうございます。

もう一点ございまして、18ページ目でございます。18ページ目の上のほうに、施設管理業務で宿直業務とございまして、この中に電話対応等とございます。私、個人的に存じ上げている限りでは、この宿直業務で夜かかってくる電話に関して、宿直のこの警備員の方がどう対応していいかがすごくよくわからないと。特に緊急であるという旨の電話が来た場合に、大変困っていらっしゃる事例が多いと伺っております。

それで、こちらの自治体のほうでは、この載っている事例においては、例えば緊急であったとしても「明日電話下さい」と言うだけで簡単に終わらせてしまっているのか、それとも何か特殊な工夫があって、緊急であるというご連絡があった場合にはあるルーチンが決められていて、そちらに流すことによってうまくいっているのか、もしそのあたり事情があれば書き込みいただくと、自治体のほうから見るとより関心が深くなるかと思しますので、お願いいたします。

○事務局 いただいた貴重なご意見、参考にさせていただいて、こちらで可能な限りまた再調査したいと思っております。

○辻専門員 お願いします。

○北川主査 辻さん、よろしいですか。

○辻専門員 はい。

○北川主査 じゃあ、柏木さん。

○柏木専門委員 先ほどの石川委員に関連してなんですけれども、14ページのところの(2)の調査方法のところ、ヒアリング調査を3自治体に行ったとか、概要を簡単に書いていただいているのですけれども、その中で事業者だけ「複数者」と書いてあるんですね。あとはみんな件数が入っているのですけれども、なので、さきほどの石川委員のご質問と関連するんですが、もし可能でしたら何社というのにしていただいたほうがいいかなと思うんですね。

○事務局 はい。

○柏木専門委員 あと、細かい話なんですけど、レイアウトの話です。7ページの脚注の数字の位置のところなんですけど、7ページの2の対象業務の選定のところの①からの1行上のところに「4」とあるのですけれども、そこを中に入れるのと、あと、15ページの(1)の上から2行目ですね。「12」の数字です。あとは統一されていました。

○北川主査 よろしいですか。

○柏木専門委員 はい、それでいいです。

○事務局 柏木委員に大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。先ほどいただきました事業者数については、こちら確認して修正いたします。それから、脚注の件はすみません、ご指摘の点は直ちに修正いたします。

○北川主査 いいですか。じゃあ、お願いします。

○荒川専門委員 2章の4節、簡便なツールについて、資料9で、ワーキング等で申し上げた点について反映して資料をご作成いただきましてどうもありがとうございました。これが効果の全体ではないので、こういった数字がひとり歩きしないように留意しなければいけないとは思いつつも、こういう定量的なデータがあればわかりやすく議論をしやすいという部分があると思いますし、特に実施手順を書いているので、地方公共団体がこれを見て、自分のところだったらどれぐらいの効果があるかなという計算もできるような形にしていると思いますので、非常に参考になるのではないかと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○北川主査 あとはどうですか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、議題3の小委員会報告書について、当委員会としてご了解をいただけたということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○北川主査 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それで、先ほどご意見も色々いただいたのですが、多少の修正等は主査である私にご一任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。お認めさせていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○北川主査 それでは、そのようにお願いいたします。

それでは、次に移らせていただいて、今後、報告書の最終的な内容につきましては、事務局から各委員にお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、次の議題として、議題4の「標準委託仕様書等の対象事業の拡充」について、事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局 では、引き続き事務局よりご報告いたします。では、参考資料となります「標準委託仕様書等の拡充について」をごらんください。よろしいでしょうか。

「候補選定の経緯」でございますが、こちらは経済財政運営と改革の基本方針2017で、こちら標準委託仕様書等の取り組みの拡充が盛り込まれまして、改革工程表で具体的な工程、具体的に申しますと「市町村における窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち、自治体の要望等を踏まえ、必要性が高い分野から取組の拡充を行う」と、「引き続き残る業務について標準委託仕様書等の取組の拡充を行う」と定められたことを受けまして、29年度5月から6月にかけて行ったアンケート調査をもとに、業務ごとの自治体

の民間委託実施数を把握いたしまして、モデル自治体などからも適宜希望を把握した上で、29年12月に各省庁と協議を行ったところでございます。

2「拡充案」でございます。選定方針ですが、まず来年度、平成30年度の拡充対象とするもので、(1)から(4)が定型的業務で他の業務とあわせて委託可能なもの、(5)が、処理件数が多く他の業務とあわせて委託可能なものとして、拡充対象業務案として挙げています。②平成31年度以降の拡充対象として検討するものが(6)と(7)で、他の業務とあわせて委託可能なもので、さらに残された業務のうち適切なものはできれば来年度30年11月までに整理し、別途担当省と協議するとしております。

具体的な業務ですが、(1)自動車臨時運行許可、こちらについては所管が国土交通省の自動車局となっております。埋葬・火葬許可、これは所管が厚生労働省の医薬・生活衛生局で、(3)後期高齢者医療制度関係の各種届出書や申請書の受付及び被保険者証等の交付は、所管厚生労働省保険局。転入者への転入学期日及び小・中学校の通知は、これは所管文部科学省の初等中等教育局となっておりますが、こちらについては教育委員会から市町村に委託されている場合の限定になります。また地方税法に基づく納税証明書の交付の所管は総務省自治税務局、(6)中長期在留者に係る住居地の届出の所管は法務省入国管理局で、(7)特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付、こちらも法務省入国管理局になります。

理由なのですが、主な理由としては委託済みの自治体数が多いということと、それからここに掲げられているものは定型的な業務で、判断を伴うものが少ないということで掲げています。あまり細かいところまでは、全て説明するとちょっと時間が足りないので、質疑のほうで対応したいと思います。

以上になります。

○北川主査 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。ご意見をいただいて、お願いします。

○辻専門員 ありがとうございます。

こちら、今後も今民間委託の範囲が広がっていく点、非常に歓迎すべきことだと考えております。ただ、民間委託をするメニューが増えるに伴って、やはり不可避的と言いましようか、悪意を持った方がここに介入してよくない利益を得るという可能性も十分あると思います。

例えば今回拝見すると、例えば(4)転入学期日及び小・中学校の通知というのは、おそらくそれほど悪意を持った方が介入してもそんなに利益は得られないし、社会的影響もそれほど大きなものではないかもしれないとは思っておりますけれども、それ以外のものにつきまして、例えば特に(6)とか(7)の永住関係とか在留関係、このあたりについては、ひょっとするとその悪意を持った方が介入した場合に、得られる利益は非常に大きなものになるかもしれない。さらには発生する損害とか社会的影響も大きくなるかもしれません。

そこで、私、これらの詳細な手続は存じ上げませんが、専門の方がごらんになっ

ていただいて、できるだけいろいろな方面から悪意を持った方が介入する危険はないか、あるとすればどのような対応が必要なのかという部分も考えながら、業務フローをつくっていただければと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。こちら、今、辻委員からご指摘いただきました中長期在留者と特別永住許可等の申請は、こちらとしては案としては平成31年度のものとして検討していますので、また今いただいた意見もご参考にいただきまして、また再度、それまでに担当省と協議させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○北川主査 よろしいですか。はい、どうぞ、次の方、ございましたら。

○荒川専門委員 すみません。

○北川主査 はい、お願いします。

○荒川専門委員 ありがとうございます。

(2)については、基礎自治体の中で、イギリスの「Tell Us Once」ですか、そのワンストップサービス化の動きを参考に、日本でもそういうようなことをしたほうがいいのではないかと、そういう取り組みが必要ではないかというような考えがあるように伺っていますので、そうしていただきたいということではなく、取り組まれる際にそういう点もあることを視野に含めていただけると、よりいいのかなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○北川主査 よろしいですか。

ほか、ございますか。

それではよろしいですか。

じゃあ、そのように、今のことでご質問がないようでございますので、この項はそれでご了解をいただきたいと思います。

それでは、次の課題はその他の議題でございますが、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

○事務局 では、その他の議題ですが、資料Cをごらんください。これは、経済・財政再生計画改革工程表、先ほども標準委託仕様書等の拡充の話で名前が出たものでございます。

こちらですが、総務省公共サービス改革推進室の経済・財政再生計画改革工程表として定められて、何をしなければいけないかということで、経済財政諮問会議の決定が12月にありまして、こちらの改革工程表で進捗管理をされているということでございます。

右側に「K P I」という欄があって、こちらKey Performance Indicatorということで、目標の達成度を評価するための主要業績評価指標を意味するのですが、こちらのK P I第一階層が、目標が2017年度中に設定するとありますので、こちらちょっと地方公共サービス小委員会の本論とは少し違うんですが、先生方のご意見も伺いたいと思っています。

ただいま標準委託仕様書を使用する自治体数ということでここにあるんですが、実際に

民間委託をする際に使用をした自治体数として仮に設定しますと、これは民間委託を導入しようとする自治体が、実際に議会の議決を経て予算を獲得して、その後業者入札とকাশて委託を開始するまで、かなり日数を要し二、三年以上かかってしまうので、この短期の目標数値としては立てづらくなってしまいう問題がありますので、この使用した自治体数というのは、この字義どおりの使用した自治体数ということももちろん字義どおりではあるのですが、今後の標準委託仕様書等の全国展開も踏まえました目標としては、標準委託仕様書等を何らかの形で参考にした自治体というものも、この意味として指すということで、内閣府と今後も協議していきたいと考えております。

こちらについて何かご意見があればということで、議題に挙げさせていただきました。よろしくお願ひします。

○北川主査 ありがとうございます。

この件について、どうぞいろいろな見解をおっしゃっていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

これは、事務局の参事官さんなんかはどうですか。ここまで来てどうするかっていうのは、あなた方も内容的にはなかなか微妙なところがありますよね。

○池田参事官 今、事務からも申し上げましたように、実際に入札に至るまでのお時間というはある程度かかるのではないかと。私どもからすると考えているのですけれども、実際にそういうお立場におられました先生方もいらっしゃいますので、エキスパートの立場で教えていただければということで、今回ご相談させていただいたものでございます。

○北川主査 ああ、どうぞ。

○柏木専門委員 すみません。質問なんですけど、これ、K P Iを設定して達成しないと、何かペナルティとかあるんですか。

○北川主査 そのあたり。

○事務局 ペナルティはないですが、多分この場に呼ばれて、何でやっていないんだとお叱りを受けるということはあるかもしれません。

○柏木専門委員 かもしれない。

○事務局 はい。

○北川主査 どうぞ。

○柏木専門委員 いいですか。この標準委託仕様書の存在を、まず自治体全部が知るといふ、そこから始まるんじゃないかと思ひます。ですが周知活動をしていったとしても、自治体もなかなか見る時間もないかもしれないので、周知活動をしているからといってすぐ認識するかという課題があると思ひますし、あと実際に民間委託するに当たって、これをどこまで参考にしつつ、そのとおりにやるかというのも自治体の独自の意思にもよるので、強制もできないだろうと思ひますので、参照するというのも含めるのがいいのではないかと思ひます。使用するというと、まず使用の定義が必要ですが、使用数が伸びにくいかなというのが感覚的な印象で、参照するとか参考にするというのも含めれば、ある程度の

数はあるかなと思いますけれども。

○事務局 ご意見いただき、ありがとうございます。今、お話しいただいたとおりで、自治体に使っていただくにも強制するわけにはいかない、意思決定もある、予算もあるということで、できれば「参照する」などに落とさないで、なかなか数値として、多分これは増やさないといけないと言われる可能性があるのですが、増やすとすると、「使用した」というとなかなか増えないので、「参照した」ということで協議できればと考えていますが、ありがとうございます。

○北川主査 どうぞ。

○辻専門員 私も、これ、各自治体さんに配られた後、おそらく行革部門の方々が見たりとかして中でもんで、それで庁内意思統一をしてから、さらに議会の先生方も説得して、それで予算を獲得するという手順を考えていくと結構時間がかかるのではないかと。それには事務局はおっしゃったかもしれませんが、二、三年は確かにかかるんじゃないかなという感じが私はいたします。

ですので、実際にこの仕様書の内容を使って委託を実施した件数とやってしまった場合には、ものすごく少ない数が当初出てきてしまって、となると、方法としてはそもそもその目標値をものすごく少ない数字にするのか、それともこの使用という単語の定義を広げて、その上で使用してくれた自治体数をより多く設定するのか、どちらかにしかならざるを得ないのかなと思います。

それで、現時点では、私個人的な感触なんですけれども、実際にこの仕様書を使ってくれた自治体数というのはおそらくすごく極小の小さな数にならざるを得ないということから考えますと、この使用という単語の定義を広げていただいて、先ほどおっしゃったとおり、何らかの形で参照する。これはもちろん広すぎるという印象もあるかもしれませんが、当面の間はこの単語の定義は広くならざるを得ないのかなという印象を今持っております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。先生方のご意見をぜひ参考にさせていただき、協議に臨みたいと思います。

○北川主査 どうですか。はい、どうぞ。

○荒川専門委員 これはでも、6番の2018年度の全国展開で何をやられるかにも結構よりますよね。これで全部に送るとか、例えばそういうことだというのであれば、ある程度あれでしょうという話だと思いますし、そこの分母じゃないですけども、これに照らしてだと思しますので、目標はそうやって設定されていけば、現実的なところに落ち着けるんじゃないかと思えます。

○北川主査 よろしいですか。

ご苦労さんでございますけども、今後の課題とすると、ロボットというかAIの時代に何やこんなものという話で、民間だったら笑っちゃう話と違うんですかな。というのはこ

こで出す議論かは別にして、ちょっとね、これ、考えたほうが、局長さん、ぼつぼつかなって気もするんだけどね。

○福島事務局長 国全体でこういうものを統一してやりましょうというふうな動きもありますね。入札などもですね。ですから、今我々が一生懸命つくっている仕様書も、そのうちいろいろほかの入札と同じように統一化していく動きもあろうかと思います。それは現に起こっている話で。

ただ、今のところはそれがもう少し具体化というか、実現化するには時間がかかりそうですので、我々の仕事もそれまでの間もあろうかと思いますが、なるべく活用してもらおうように普及はさせていきたいと思っています。

○北川主査 そうですね。これはまとめ上げたりするのは大変な労力でしたし、今後我々の範囲ではこういうことだとは思いますが、ぼつぼつネクストバージョン的なことも視野に入れながらやるということじゃないですかね。

○福島事務局長 そうですね。はい、おっしゃるとおりでございます。

○北川主査 経験豊かな辻委員さん、どうですか。

○辻専門員 個人的にはA Iの議論はかなり関心を持っていまして、例えば今話題になっている……。

○北川主査 K P Iの？

○辻専門員 A Iのほうです。

○北川主査 A Iのほうね。うん。

○辻専門員 例えば保育園の入所に関する選抜について、最近A Iを使い始めるという試みがあるらしいんですね。今、現状保育サービスの部門では、入園選抜にもものすごく時間がかかっております。それがA Iを使うと、数秒で終わってしまうほど速いらしいです。そうすると、今後この民間委託という文脈以外に、A Iを使って内製化するという方向もあるのかなというのに関心を持っております。

○北川主査 今のご意見なんかですね、ぼつぼつそれもテーブルの上に乗せていかないといかんのかなという気もしたんですけどね。

○福島事務局長 今、おっしゃったのは、この民間委託の話だけではなくて、私のところでやっているその入札全体について、もう例えば施設管理なんかについても、人を何人張りつけてというようなものではなくてきてきているので、根本的にそういうものに合わせて、我々が今議論している入札の仕様書についても、こちらのほうでも考えて対応していかなくちゃいけないなというのは大きな課題ではありますよね。このものに込めてですね。

○北川主査 そうですね。ロボットもそうだし、マイナンバーなんかでも、さまざまなオフィス改革といいますかね。うん。

どうぞ、ベテランの皆さん、何かこれをやっていて、これは今後の課題というようなことですから、おっしゃったいただいて、方向性なんかも多少出してもいいのかなという気もします。

○福島事務局長 そうですね。ええ。

○北川主査 範囲は任せますけどね。何かありましたら。よろしいですか。

それでは、この議題はこれで終わらせていただきたいと思います。

本日の予定していた議題はこれで全て終了ということですね。それでよろしくお願ひします。

それで、今日の審議した事項は、3月9日の官民競争入札等監理委員会において報告するものとなりますが、その内容につきましては、主査である私にご一任いただきたいと思います。委員の皆様方、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○北川主査 ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

終わりますけれども、事務局の福島室長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福島事務局長 すみません。今日ご説明させていただきました地方小委の報告書というのは、先ほど少し議論ありましたけれども、平成26年に出たということで大分前になりまして、今までいろいろ議論・審議していただいたので、ある程度民間委託に関する仕様書もまとまってきましたので、その機会を捉えて報告書をまとめさせていただいたこととございます。今後、先ほどからお話がありますように、この中身をいろいろな自治体に普及させて、なるべく浸透するように、そういう活動にも精力を注ぎたいと考えております。

あと、来年度以降でございますけれども、先ほど説明ありました標準委託仕様書の拡充という問題もありますので、またこの辺についても少しご議論いただくような機会があるかと思ひます。

それから、民間委託の前後の、民間委託をする前と後の費用の比較というのもちょっと話題になっておりまして、この諮問会議でもその辺、いろいろ言われているんですけども、なかなか直接それを比較するというのは難しいということがこれまでの我々の検討の中でだんだんわかってきて、自治体さんの中でもそういうことをやられているところもあるので、そういう情報をいろいろ収集して、ほかの自治体の方々に情報提供するというのもその一つの方法かなと思ひますので、そういうようなことも考えていきたいと思ひております。

それから、ちょっと全然違う話で、公金債権回収というのをこの報告にも書かせていただきまして、これは26年の報告書というか、このあたりまではこれがメインの地方小委のテーマでありました。その後、弁護士会等いろいろ地方自治体に研修といいますか、いろいろな説明をする会を設けておりまして、それにも参加していたわけですが、実質上はあまりここでいろいろ議論していただくということもなかったもので、その後どういふふうになっているのかとか、あるいは基本的な、もう少しデータを分析して、例えばど

ういうふうなやり方でやると回収率が高くなるのかとか、どういう人をターゲットにしてやっていくと回収率が高くなるのかというようなものも、あまり今のところ分析も何もされていませんので、もし可能であればそういうこともちょっとやって、ご報告できればなど考えております。2本立てみたいな感じで、来年度もやらせていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○北川主査 公金債権回収なんかでここ数年、弁護士会に話をして、弁護士さんはもともと民の味方だからね、民間の代表者でございますから、官の味方をするというのは潔しとしないという団体なんです。それはもうそのとおりでと思う。権力の味方したら何のこっちゃと、こういうことになります。それで、私たちは何を言ってるんだと。情報公開の時代だから、官の味方することは、そっくり民の味方だというような話し合いが大分なされて、それで弁護士会が態度を変えてくれたんですよ。

それで、地方公務員なんかもそうなんですけども、今までほとんどゼロに近い状態だったんですが、任期付ですけどね、150人ぐらいの採用が行われて、弁護士会の会長が宣言案を出したんですよ。まだ反対するのいっぱいいますよ。だけど150人ぐらいがかかって、例えばこの債権回収のあり方等も公務員で本当にできるのかというような点もあるでしょ。それで、単に税の不公平で真面目に納めている人が泣くじゃないかというそういうことと、もう一つは行政の怠慢なことがあって、本当に福祉で必要な人が受けられずに自殺したとか、例えばそういう面も制度的に残っちゃう部分はあるんだよね。だから、税の不公平と、もう一つは福祉の不公平というのが事もう現実の問題として出てきているというようなことに対して、福祉の不公平なんていうのも弁護士さんが頑張っていたと、というようなことになって、今、150名ぐらいになりましたですね。

ということは、ちょっとこれはここでの話とは違うけれども、実態としてはそういったこともね、本気で行政もきちっと対応してかないと、その辺の人には税は文句言えないんだというようなことがなきにしもあらずの部分なんかね、こういう事務方でどうするかという議論とあわせてやったほうがいいと思うんですけども、辻さん、ご見解をどうぞ。

○辻専門員 はい。今まで自治体に弁護士が入ってなかったんで、なかなかその回収のノウハウとかも、税務課にはかなりあるようなんですけども、そのほかのところにはなかったって伺っております。

最近では宅地債権の分野に関しても、弁護士が入ってくれたおかげでノウハウがかなり浸透しているところがございますので、今後ひよっとするとなんですけれども、全国に散っているその任期付の弁護士たちに連絡をとったり、そちらでどういう公金債権回収をやっているのか、特に弁護士としての見識をどうやって活用してますかというアンケートをとることでひとつおもしろいデータがとれるのかなとちょっと考えております。

○北川主査 と、思います。今後のご参考ということで、そういう意味では大分こちらノウハウの蓄積がされてきてますし、全体としてどう対応するかっていうので、それでこちらと一緒に説明会をやっていただくという弁護士会も、という流れも見ておいていた

だくといいかないという、そんな気がしますけどね。

それでは、これで終わったんですが、事務局のほうから何かご説明、最後あったらどうぞ。ありますか。

○事務局 特にはないですが、今、ご審議いただきましたので、ご指摘受けて修正など加えまして、また修正したもの、報告書や資料などについては、また3月中に委員の皆様にお送りしますので、またお手数ではございますがご確認いただければと思います。

○北川主査 じゃあ、これで終わらせていただいてよろしいですか。

では、お忙しいところありがとうございました。終わります。